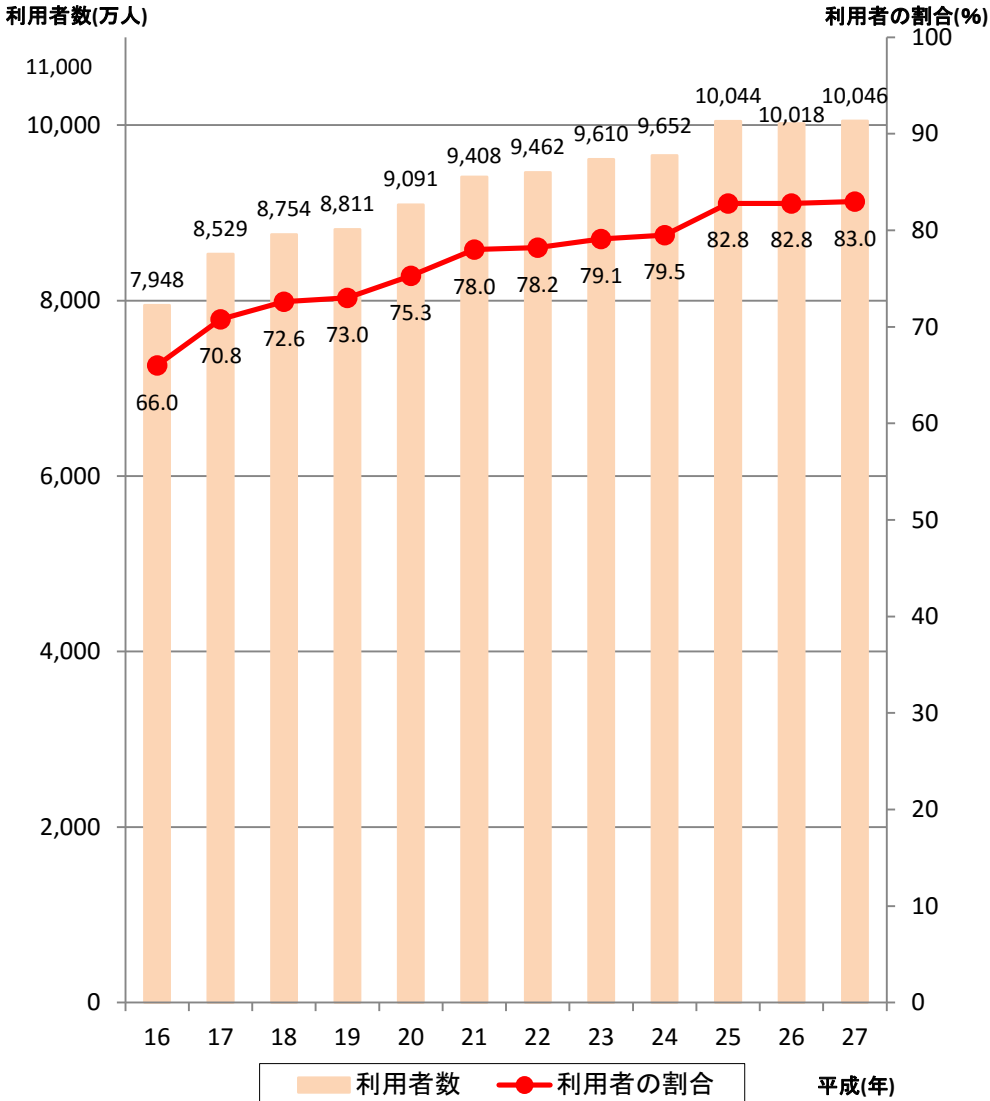


# 參考資料

# 個人のICT化の状況

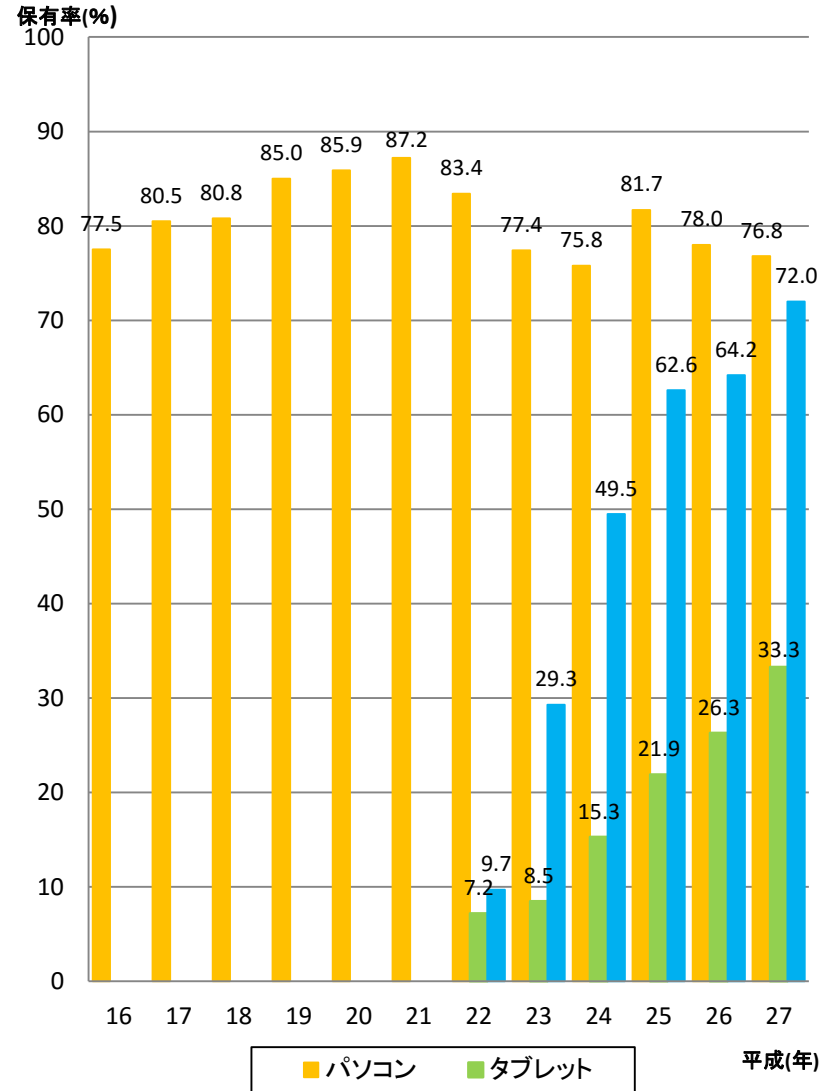
2016年10月14日  
税制調査会資料

## ○ インターネットの利用者数及び利用者の割合



(注)インターネット利用者数は、6歳以上で、調査対象年の1年間に、インターネットを利用したことがある者を対象として行った調査の推計値。

## ○ 情報通信機器の保有状況の割合



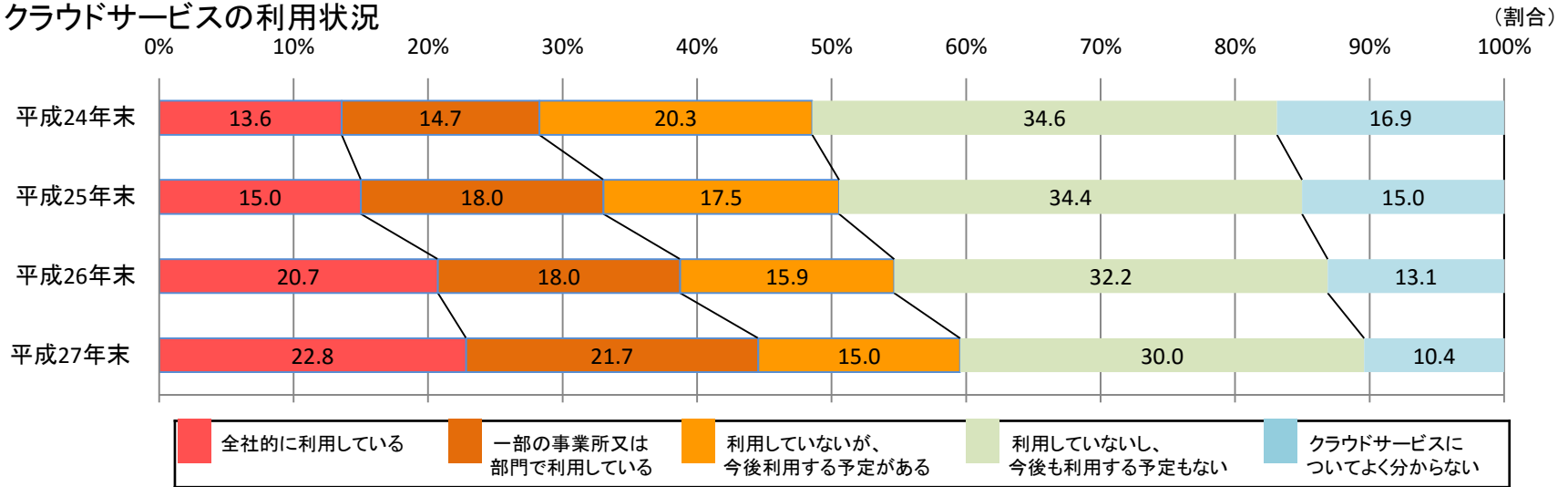
(注)保有率は、各年の世帯(20歳以上(各年4月1日現在)の世帯主がいる世帯: サンプル調査)における各情報通信機器の保有割合。

(出典)総務省「平成27年通信利用動向調査」

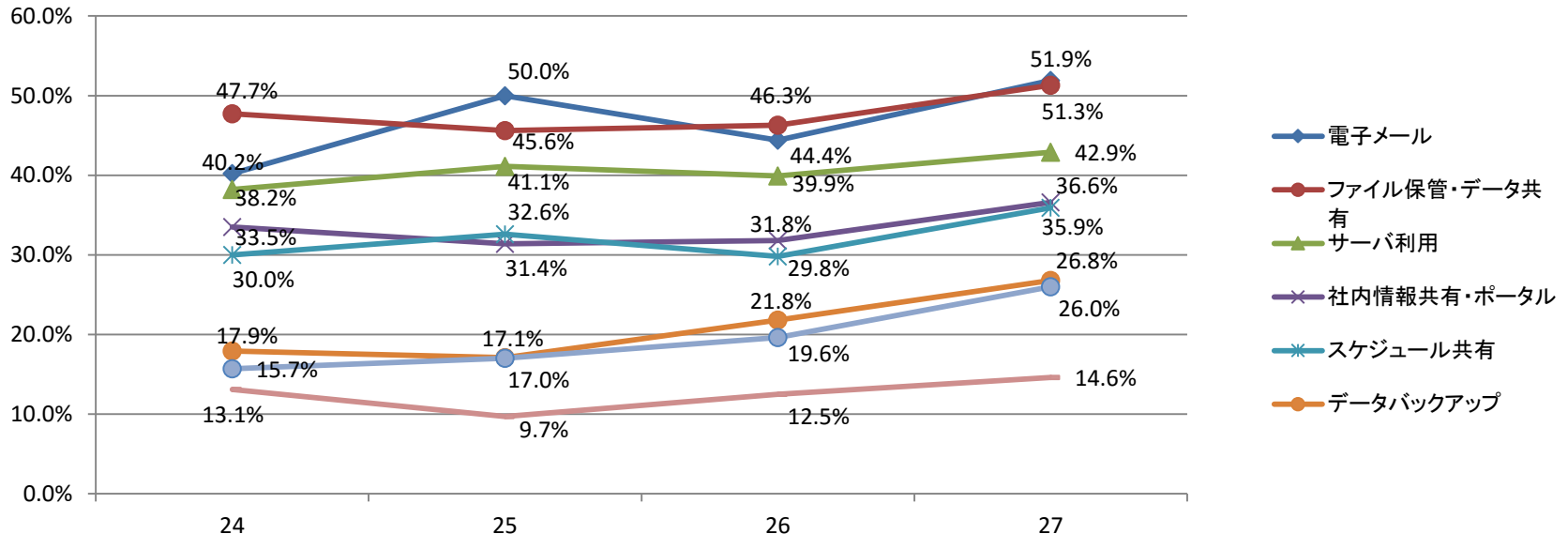
# 企業活動におけるICT化の状況(1)

2016年10月14日  
税制調査会資料

## ○ クラウドサービスの利用状況



## ○ クラウドサービスの利用目的(主なもの)



(出典) 総務省「通信利用動向調査」を基に作成  
(注) 通信利用動向調査(企業調査)とは、常用雇用者規模100人以上の企業(公務を除く)を対象としたサンプル調査

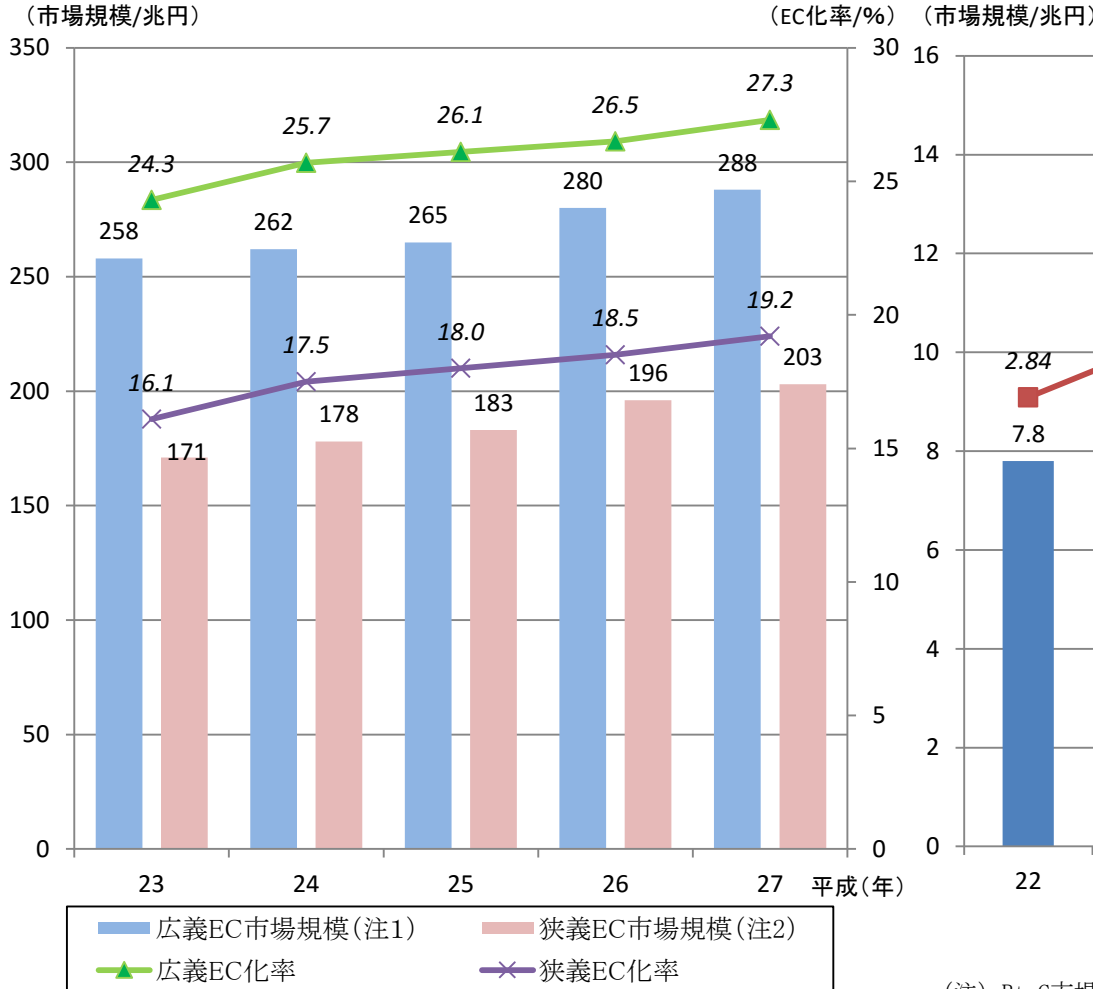
# 企業活動におけるICT化の状況(2)

(日本の電子商取引(EC)市場規模の推移)

2016年10月14日  
税制調査会資料

## BtoB市場規模の推移

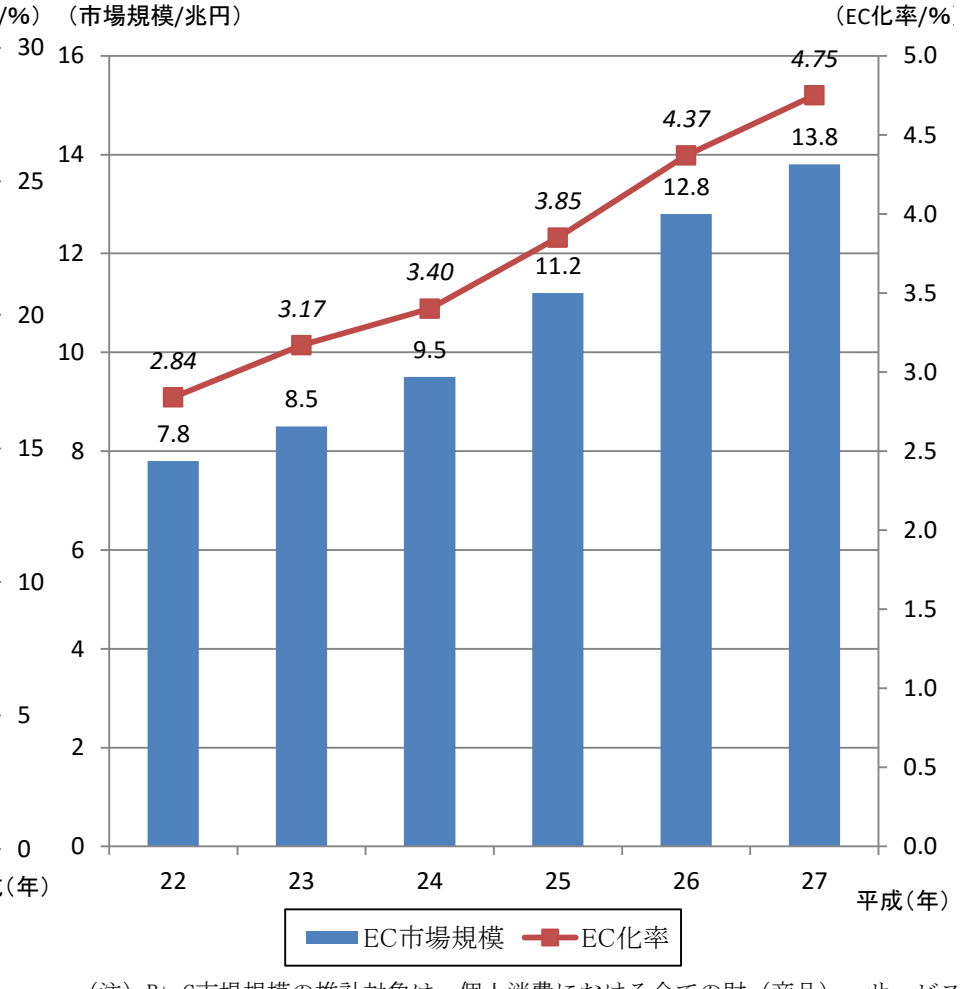
BtoB: 企業間取引



(注1) 広義EC: コンピューターネットワークシステムを介し商取引が行われ、かつ、その成約金額が捕捉されるもの。  
 (注2) 狭義EC: インターネット技術を用いたコンピューターネットワークシステムを介し商取引が行われ、かつ、その成約金額が捕捉されるもの。

## BtoC市場規模の推移

BtoC: 企業と一般消費者の取引



(注) BtoC市場規模の推計対象は、個人消費における全ての財(商品)、サービスのなかでインターネットを通じて行われた取引の金額であり、その内訳は「物販系分野」、「サービス系分野」、「デジタル系分野」に大別される。EC化率の算出対象は、そのうち「物販系分野」に限定されている。

(出典) 経済産業省HPを基に作成

# ICT化に伴う経済取引の多様化

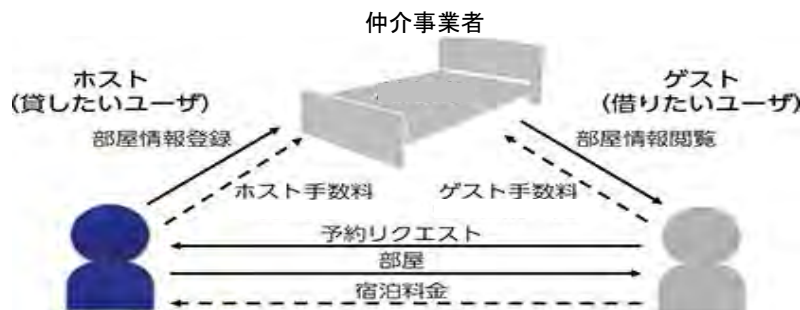
(例: シェアリングエコノミー、FinTech分野における決済・送金)

## ○ シェアリングエコノミー

「シェアリングエコノミー」とは、典型的には個人が保有する遊休資産(スキルのような無形のものも含む)の貸出しを仲介するサービス。

### シェアリングエコノミーの例

空き部屋や不動産等の貸借をマッチングするオンラインプラットフォーム



### シェアリングエコノミーの市場規模(全世界ベース)

2013年 150億ドル → 2025年(見込み) 3,350億ドル

※ 金融、人材、宿泊施設、自動車、音楽・ビデオ配信の5分野におけるシェアリングを対象

(出典) 総務省「平成27年版 情報通信白書」を基に作成

## ○ FinTech各分野における決済・送金

1. オンライン決済手段提供  
企業が提供するアカウント(デジタルウォレット)を通じたオンライン決済業務および決済代行事業で構成

2. オンライン海外送金  
主に海外出稼ぎ労働者から本国への仕送りニーズに応えるサービスが中心

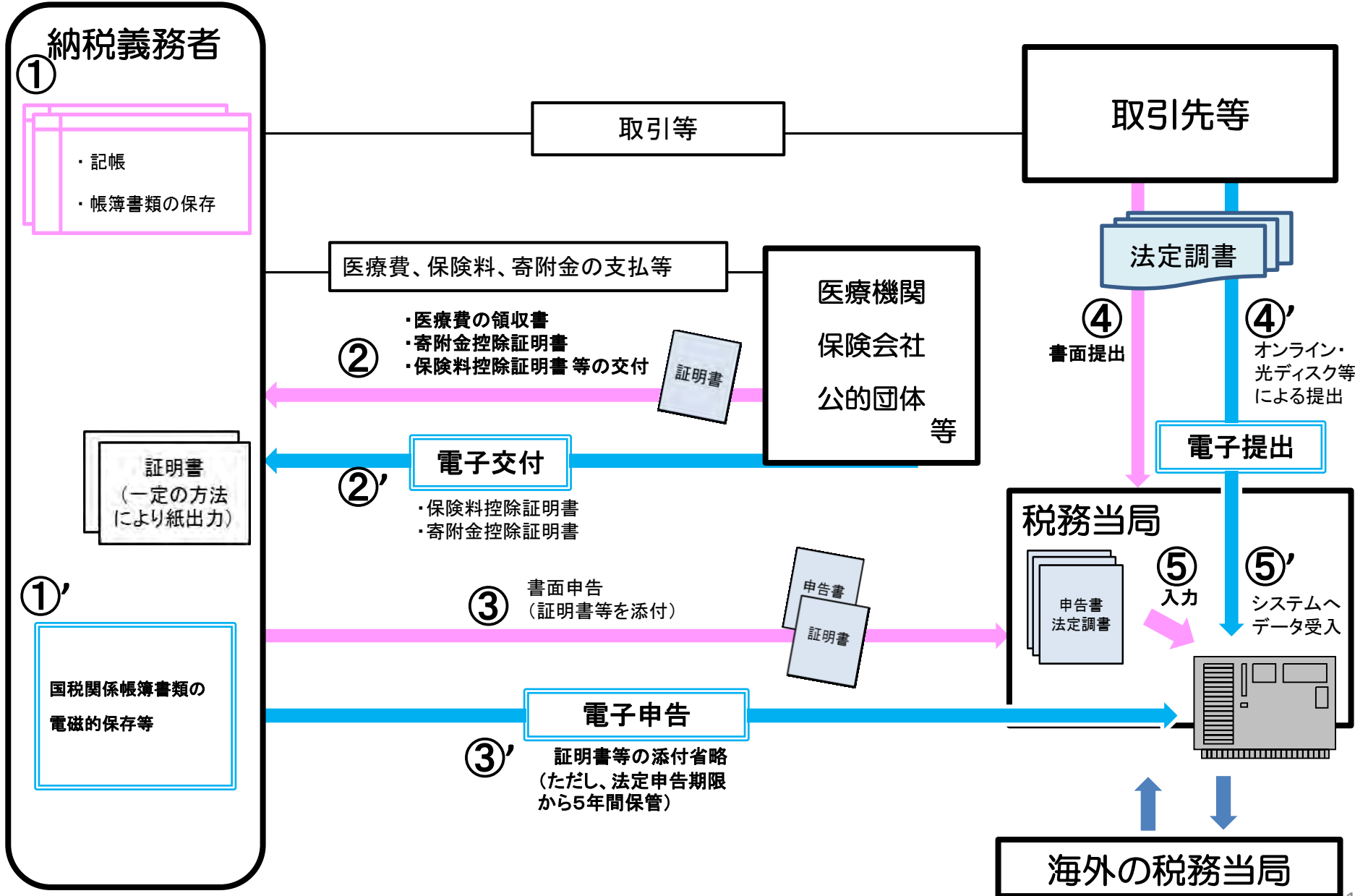
3. リアル決済手段提供  
モバイルに付属させる dongle でのカード決済サービスのほか、事業者と顧客間のマッチングサービスも含む

4. ビットコイン関連  
ビットコインの(法定通貨での)売買、送金等

(出典) 経済産業省 FinTech検討会合資料

# 所得税に係る税務手続の流れ (個人事業主を例として)

2016年10月14日  
税制調査会資料



# ICT化の進展に対応した主な施策

2016年10月14日  
税制調査会資料

(施行開始)

## 電子帳簿保存

## 電子申告等

- 平成10年 ・国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存制度の創設
- 平成15年
- 平成17年 ・国税関係書類のスキャナ保存制度の創設  
(取引の相手方から受け取った書類の電子保存を可能とする)
- 平成19年
- 平成20年
- 平成21年
- 平成26年
- 平成27年 ・スキャナ保存制度の対象拡大・要件の見直し  
(3万円以上の領収書等を対象に追加等)
- 平成28年 ・スキャナ保存制度の要件緩和  
(スマホ等による社外における読取りを可能とする)
- 平成30年

- ・電子申告、電子納税の創設
- ・法定調書の提出方法の拡充  
(光ディスクによる提出を可能とする)
- ・電子申告における電子証明書省略  
(税理士等の代理送信の場合における本人の電子署名省略)
- ・電子申告における第三者作成書類の添付省略  
(例 医療費の領収書、寄附金控除の証明書等)
- ・電子納税へのダイレクト納付の導入
- ・法定調書の光ディスク等による提出義務化  
(前々年に1,000枚以上提出している法定調書を対象)
- ・電子申告における添付書類の提出方法の拡充  
(イメージデータ等による提出を可能とする)
- ・確定申告書に添付すべき証明書等の範囲拡充  
(電子的に交付された保険料控除証明書等のうち一定のもの)

### 〔電子帳簿保存の承認件数〕

	平成20年6月末	平成28年6月末
○ 帳簿書類の電磁的記録による保存等	9.0万件	17.7万件
○ 書類のスキャナ保存	33件	380件

### 〔オンライン(e-Tax)利用率〕

	平成19年度	平成27年度
○ 所得税申告書	18.4%	52.1%
○ 法人税申告書 (うち大法人等)	19.6% 4.8%	75.4% 52.1%

# その他の環境変化に対応した主な施策

2016年10月14日  
税制調査会資料

## 法定調書等

## 加算税・延滞税・罰則

## その他

(施行開始)

- |       |   |  |  |
|-------|---|--|--|
| 平成10年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国外送金等調書提出制度の創設<br/>(200万円超の国外送金等が対象)</li> </ul>     |  |  |
| 平成15年 |   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・租税条約に基づく情報交換に対応した質問検査権の創設</li> </ul>                     |
| 平成19年 |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・無申告加算税の割合の引上げ<br/>(納付税額50万円超の部分を15%から20%に引上げ)</li> </ul>                                   |  |
| 平成21年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国外送金等調書の提出範囲の拡大<br/>(100万円超の国外送金等に拡大)</li> </ul>    |  |  |
| 平成22年 |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・租税に関する罰則の引上げ<br/>(ほ脱犯の法定刑につき長期5年の懲役を10年に引上げ等)</li> </ul>                                   |  |
| 平成23年 |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税の不正受還付罪の未遂罪等の創設</li> </ul>  |  |
| 平成26年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国外財産調書制度の創設<br/>(5千万円超の国外財産を有する居住者が対象)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・延滞税率の引下げ<br/>(特例税率の適用範囲拡大、引下げ)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・白色申告者の記帳等義務の範囲の拡大(所得300万円以下の者にも記帳・記録保存義務を拡大)</li> </ul>  |
| 平成27年 |   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国外転出時特例の創設</li> <li>・国境を越えた役務提供に対する消費税の課税の見直し</li> </ul> |
| 平成28年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・財産債務調書制度の創設<br/>(所得2千万円超かつ資産3億円以上の者等が対象)</li> </ul> |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・申告書や法定調書等へのマイナンバーの記載義務化<br/>(一定の書類について不要)</li> </ul>     |
| 平成29年 |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・加算税の見直し<br/>(調査通知後の修正申告に対する過少申告加算税の賦課等)<br/><br/>(仮装隠蔽等を繰り返す者に対する重加算税等の加重措置の導入)</li> </ul> |  |
| 平成30年 |   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーによる預貯金情報の管理義務の創設</li> </ul>                        |



# 日本の所得税の構造(イメージ)

(2017年1月現在)

## 個人単位課税

○ 勤労性の所得は総合課税であるものの、給料や年金には収入類型に応じた特別の控除が存在しており、各分類の所得の間には取扱いの差が存在。

○ 人的な要因による担税力の減殺は、定額の所得控除によって調整。

○ 分離課税の対象となる金融所得は、比例税率で課税。

○ 税額控除は、二重課税排除等の目的に限定。

### 主な収入の種類 (注1)

### 所得計算上の控除

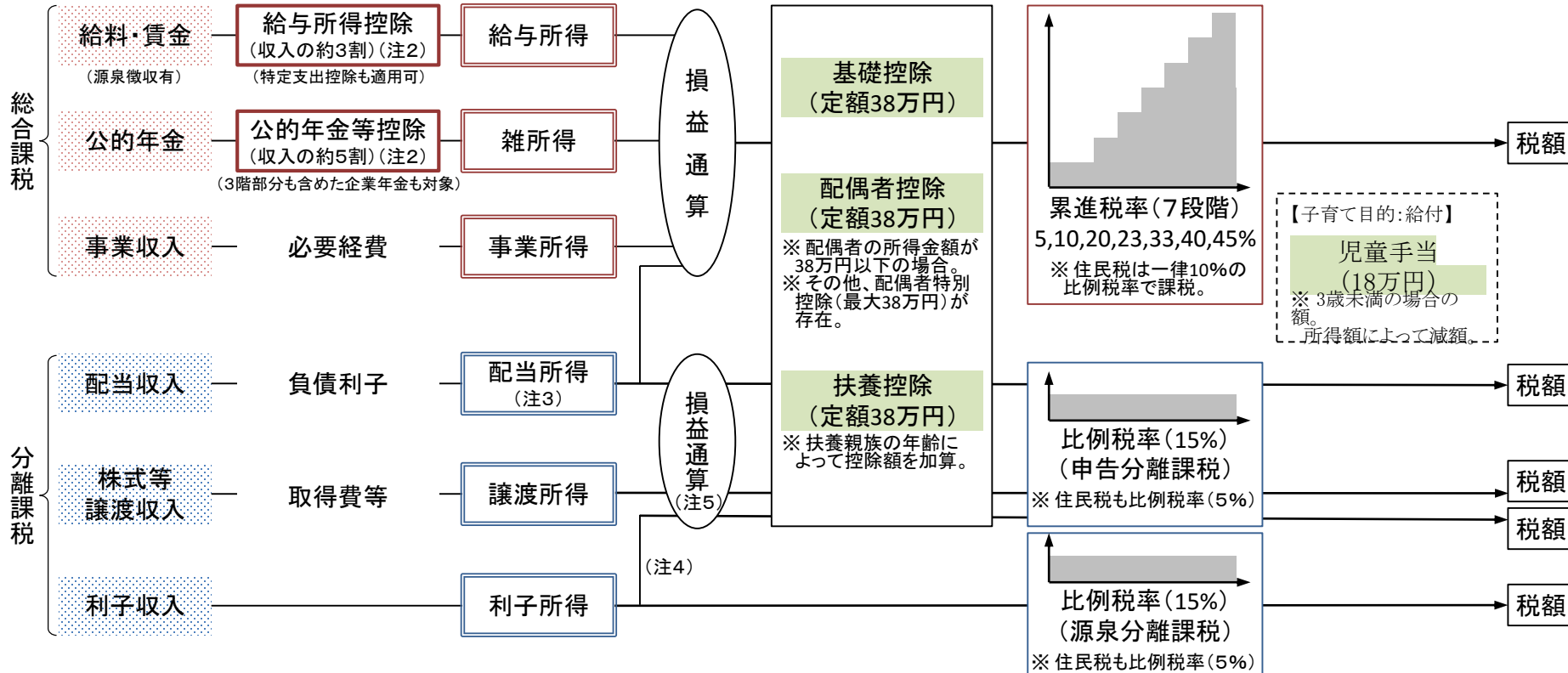
### 所得分類

### 損益通算

### 所得控除

### 税率構造(注6)

### 税額控除等



(備考1) 上記で図示したものと異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。

(備考2) 生活保護の保護金品、児童手当及び失業等給付は、いずれも非課税。

(注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。他の所得分類に当てはまらないものについては、雑所得に分類。

(注2) 各控除の総額を給与収入又は年金収入の総額で除したものであり、個々の納税者に適用される控除割合とは異なる。

(注3) 「上場株式等の配当所得」については、申告する際、総合課税(配当控除適用可・損失額は他の所得金額と通算不可)と申告分離課税のいずれかを選択可。

(注4) 「特定公社債等の利子所得」は15%(住民税5%)の比例税率による申告分離課税とされ、「上場株式等の譲渡損失」との間で損益通算可能。

(注5) 「上場株式等の譲渡損失」は「上場株式等の配当所得等」との間で損益通算可能であるが、「非上場株式等の譲渡損失」は損益通算不可。

(注6) 別途、復興特別所得税(基準所得税額の2.1%)が課される。

# ドイツの所得税の構造(イメージ)

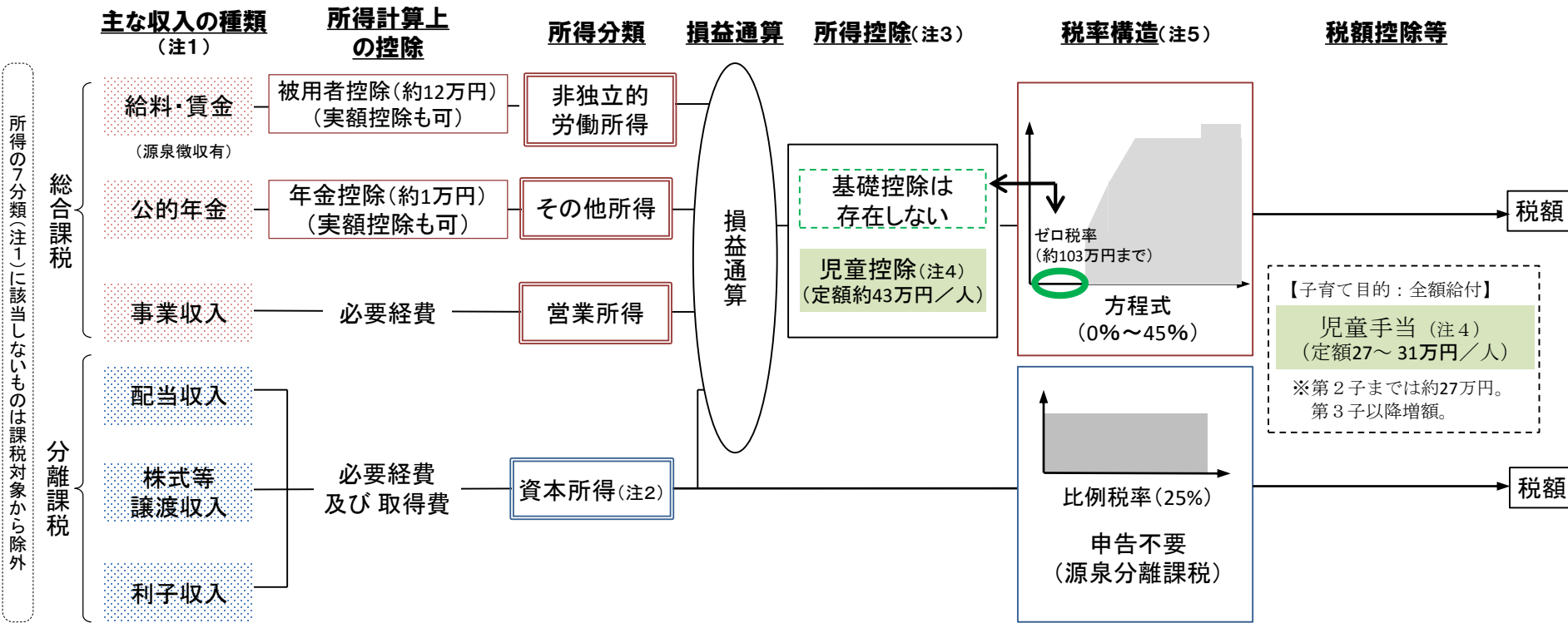
(2017年1月現在)

## 個人単位課税と夫婦単位課税(二分二乗方式)の選択制

○ 勤労性の所得については、収入類型に応じた特別の控除が存在するが、その水準は低い。

○ 基礎控除はなく、ゼロ税率の適用により、一定額までの所得に対して税負担を課さない仕組みが設けられている。

○ 分離課税の対象となる金融所得は比例税率。



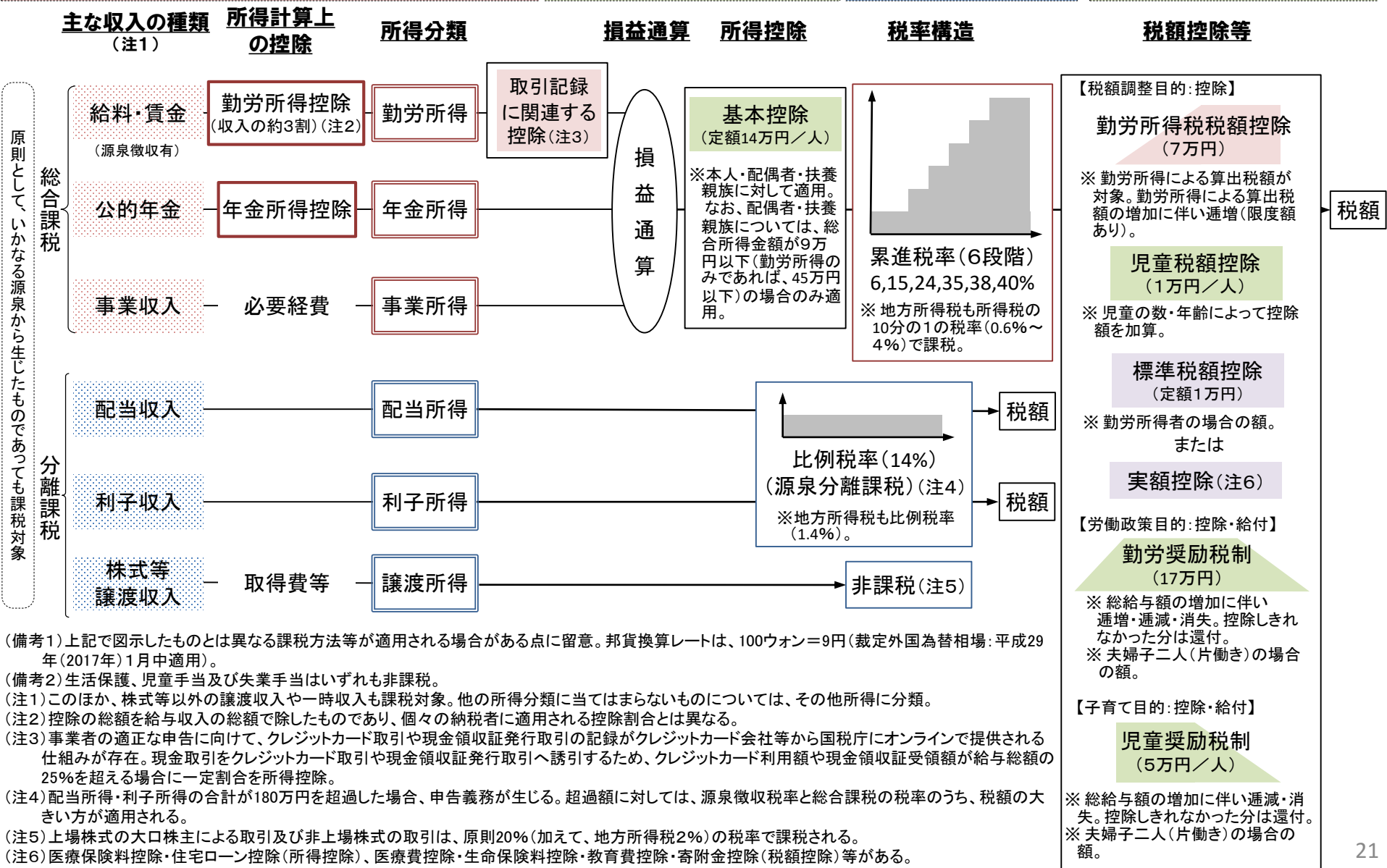
(備考1) 上記で図示したものと異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1ユーロ=117円(裁定外国為替相場：平成29年(2017年)1月中適用)。  
 (備考2) 生活保護、児童手当及び失業手当は、いずれも非課税。  
 (注1) このほか、株式等以外の譲渡収入等についても課税対象。ドイツにおける所得の7分類(上記の所得分類に加え、農業森林所得、独立的労働所得、賃貸所得)いずれにも当てはまらないものについては非課税。  
 (注2) 資本所得と他の所得を合算したときに適用される税率が25%以下となる場合には、申告により総合課税の適用が可能。ただし、申告を行った結果、総合課税を選択した方が納税者にとって却って不利になる場合には、税務当局において資本所得は申告されなかったものとして取り扱われ、25%の源泉徴収税のみが課税される。  
 (注3) 基礎控除はないが、課税所得8,820ユーロ(103万円)まではゼロ税率を適用。また、配偶者控除はないが、ドイツは課税単位について個人単位課税と夫婦単位課税(二分二乗方式)の選択制を採っている。  
 (注4) 児童控除(所得控除)と児童手当(全額給付)とを比較し、いずれか納税者に有利な方のみを適用(低所得者は児童手当、高所得者は児童控除が有利となる)。児童控除は、夫婦共同申告の場合、控除額が2倍になる。  
 (注5) 別途、連帯付加税(所得税額の5.5%)が課される。

○ 勤労性の所得は総合課税であるものの、給料や年金には収入類型に応じた特別の控除が存在しており、各分類の所得の間には取扱いの差が存在。

○ 人的な要因等による担税力の減殺は、所得控除及び税額控除によって調整。

○ 分離課税の対象となる金融所得は、比例税率で課税。

○ 人的な要因等による担税力の減殺は、所得控除及び税額控除によって調整。



# イギリスの所得税の構造(イメージ)

(2017年1月現在)

## 個人単位課税

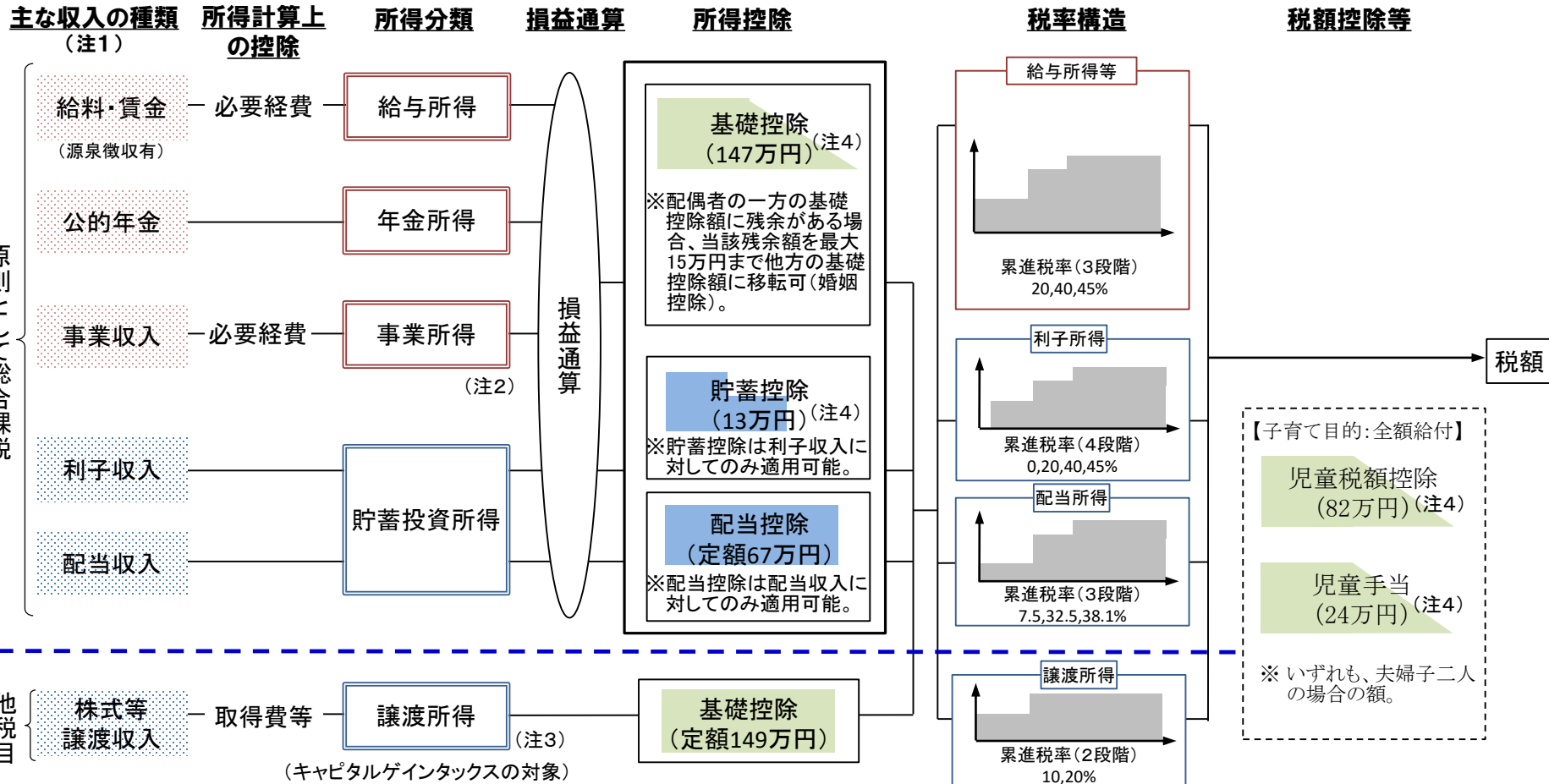
○ 勤労性の所得は、収入類型によらず一体的に総合課税の対象。

○ 形式的な所得分類は存在するが、収入類型に応じた特別な控除は存在しない。

○ 人的な要因による担税力の減殺は、所得控除(消失型)によって調整。

○ 利子所得、配当所得及び譲渡所得については、他の所得よりも緩和された累進税率を適用(注5)。

○ 子育て目的で全額給付の形式をとる「児童税額控除」が存在(給付措置に統合予定)。



原則として、いかなる源泉から生じたものであっても課税対象

(備考1) 上記で図示したものと異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1ポンド=134円(裁定外国為替相場:平成29年(2017年)1月中適用)。

(備考2) 生活保護及び児童手当は非課税、失業手当は課税。

(注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。他の所得分類に当てはまらないものについては、雑所得に分類。

(注2) 事業所得に損失が生じた場合、その損失を当期の他の所得及び前期の所得と通算し、なお損失が残る場合は、当期の譲渡所得と通算することができる(限度額あり)。

(注3) 当期の全ての譲渡益と譲渡損及び前期から繰り越された譲渡損を通算し、なお譲渡損(純譲渡損)が残る場合は、翌期以降の譲渡益と無期限に通算することができる。

(注4) 基礎控除、児童税額控除および児童手当については、所得金額の増加に伴い、逡減・消失する。また、貯蓄控除については、所得金額の増加に伴い、減額・消失する。

(注5) 利子・配当・譲渡以外の所得(給与所得等)、利子所得、配当所得、譲渡所得の順に所得を積み上げて、それぞれの所得に対応する累進税率ブラケットを適用する。

○ 勤労性の所得は、収入類型によらず一体的に総合課税の対象。

○ 資本所得に対しては、勤労所得に係る最低税率とほぼ等しい比例税率で課税する二元的所得税を採用。

○ 金融所得を含む資本所得は、比例税率で課税。

主な収入の種類 (注1)

所得計算上の控除 所得分類 損益通算

所得控除

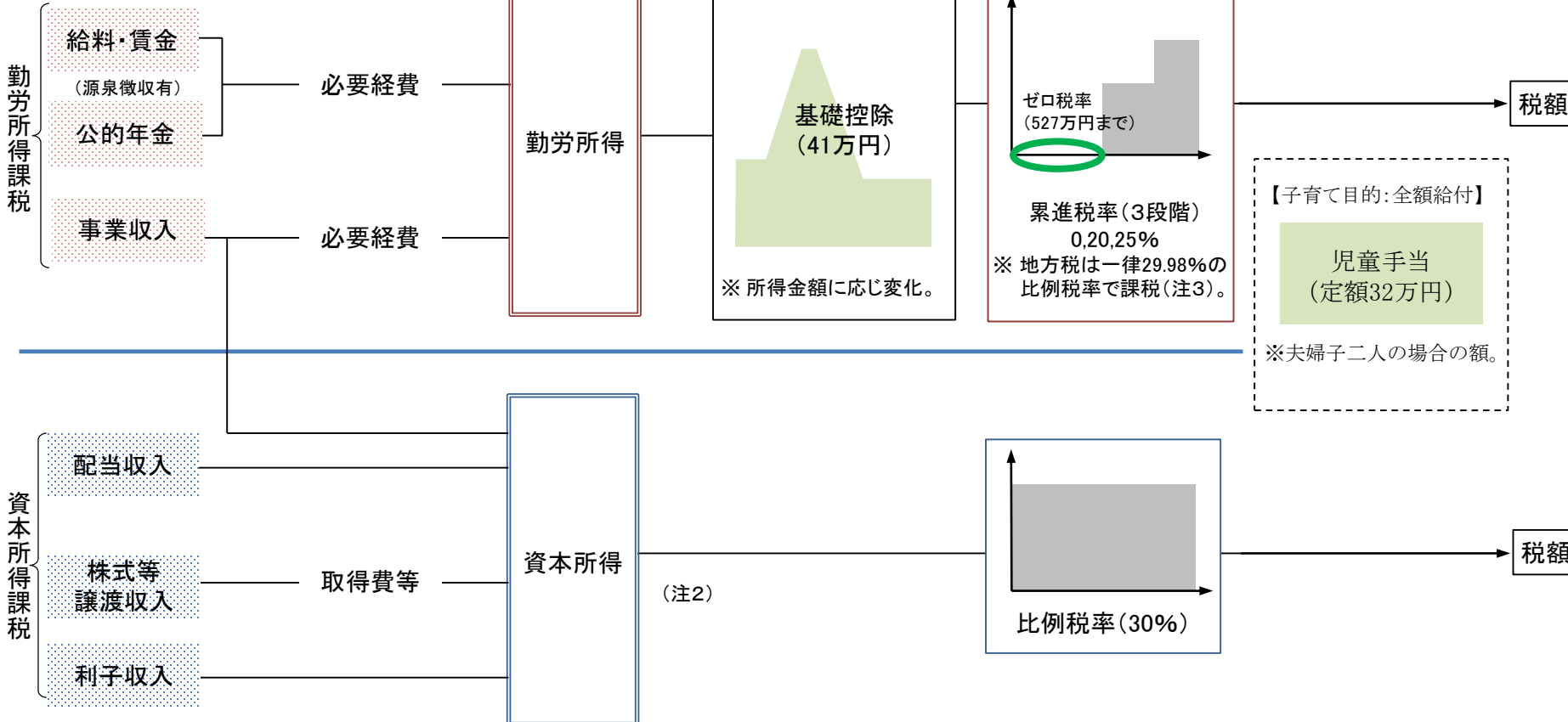
税率構造

税額控除等 (注4)

税額

税額

勤労所得・資本所得(注1)に該当しないものは課税対象から除外。



(備考1) 上記で図示したものとは異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1スウェーデン・クローネ=12円(裁定外国為替相場:平成29年(2017年)1月中適用)。

(備考2) 生活保護及び児童手当は非課税、失業手当は課税。

(注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。勤労所得・資本所得のいずれの所得分類にも当てはまらないものについては非課税。帰属家賃への課税については、1991年の二元的所得税導入時に廃止。

(注2) 資本所得の損失については、資本所得の間で損益通算可能(一定の制限あり)。

(注3) スtockホルム市の場合。なお、2017年における地方税率の全国平均は32.12%である。

(注4) 地方税額を控除額の上限とする勤労税額控除が存在。

○ 勤労性の所得は、収入類型によらず一体的に総合課税の対象。

○ 所得分類は存在しない。

○ 損益通算は不可。

○ 人的な要因による担税力の減殺は、定額の所得控除によって調整。

○ 勤労性の所得・金融所得ともに比例税率を適用。

主な収入の種類  
(注1)

所得計算上の控除

所得分類

損益通算

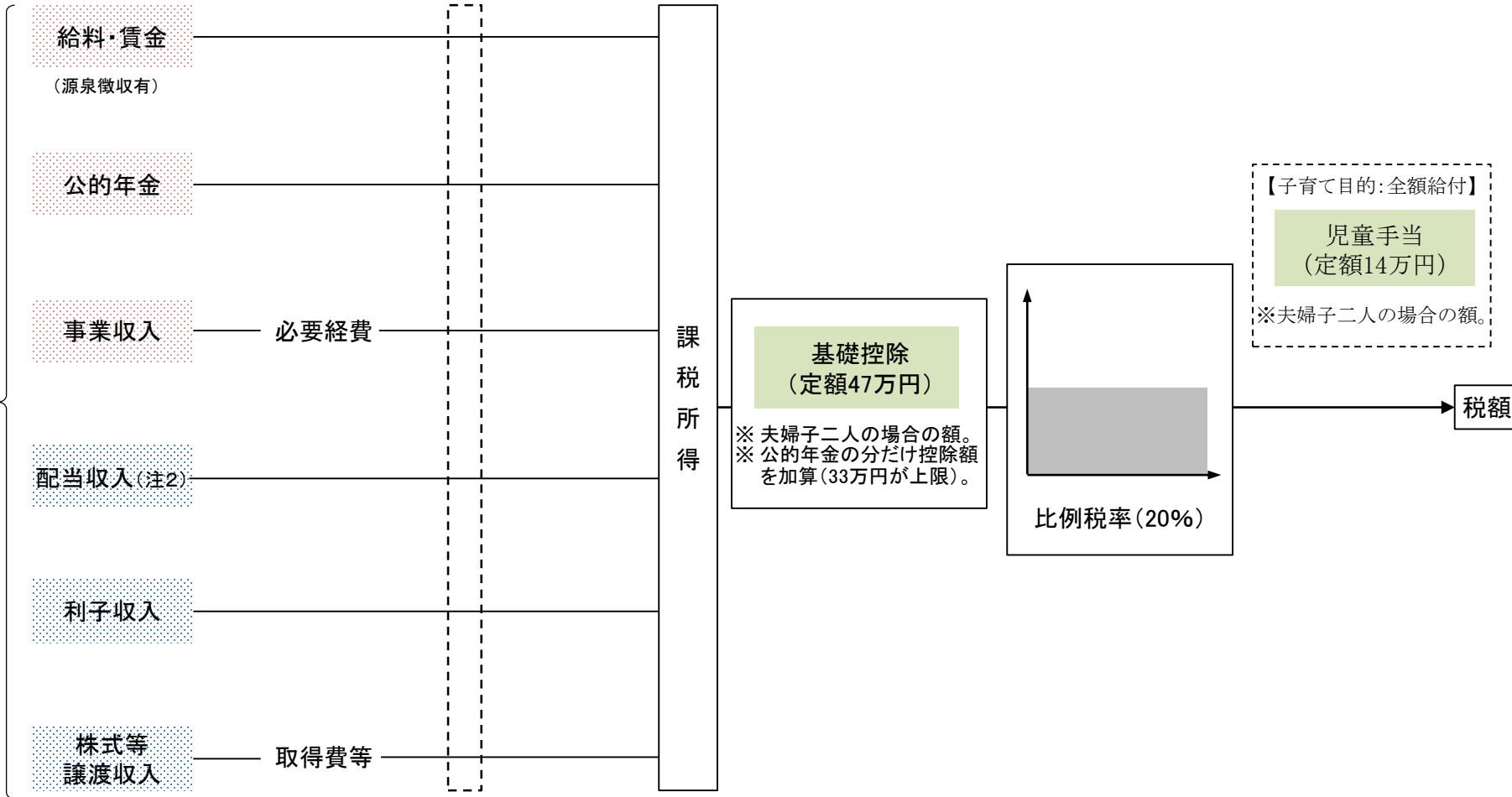
所得控除

税率構造

税額控除等

原則として、いかなる源泉から生じたものであっても課税対象

総合課税



(備考1) 上記で図示したものと異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1ユーロ=117円(裁定外国為替相場:平成29年(2017年)1月中適用)。

(備考2) 生活保護、児童手当は原則非課税、失業手当は原則課税。

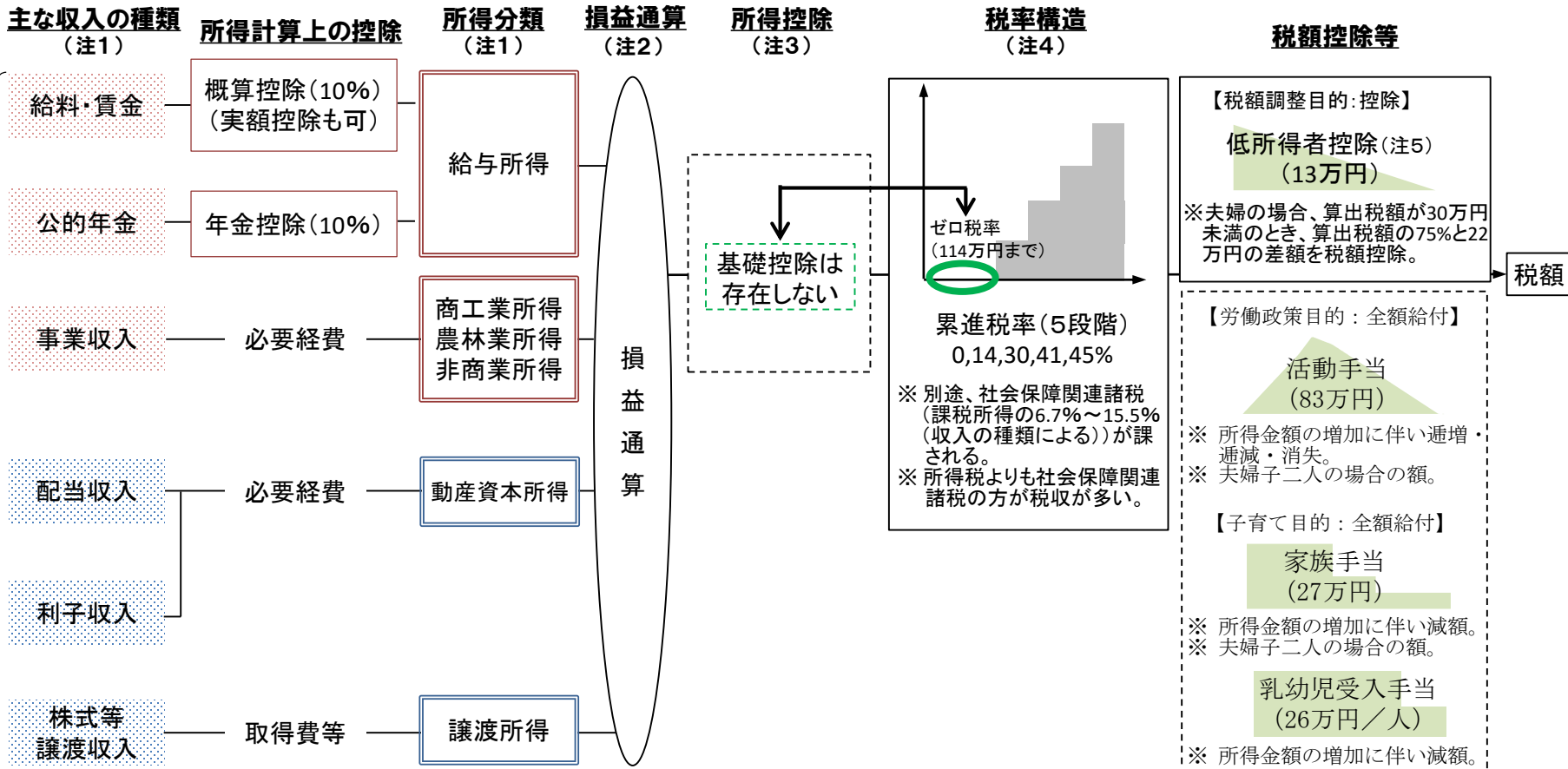
(注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。

(注2) 内国法人からの配当収入については、当該配当の支払時に法人に対して課税。外国法人からの配当収入については、当該配当を受け取った者の課税所得に算入。

○ 勤労性の所得については、収入類型に応じた特別の控除が存在するが、その水準は低い。

○ 基礎控除はなく、ゼロ税率の適用により、一定額までの所得に対して税負担を課さない仕組みが設けられている。

○ 金融所得についても累進税率を適用。



原則として、いかなる源泉から生じたものであっても課税対象

(備考1) 上記で図示したものと異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1ユーロ=117円(裁定外国為替相場:平成29年(2017年)1月中適用)。

(備考2) 生活保護及び児童手当は原則非課税、失業手当は原則課税。

(注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。他の所得分類に当てはまらないものについては、非商業所得に分類。

(注2) 農林業所得、非商業所得の損失は一定の限度の下で損益通算可。動産資本所得、譲渡所得の損失は損益通算不可。

(注3) 基礎控除はないが、課税所得9,710ユーロ(114万円)まではゼロ税率を適用。また、配偶者控除と扶養控除はないが、フランスは課税単位について世帯単位課税(N分N乗方式)を採っており、家族除数(N)の決定において、配偶者を有する場合には1が、扶養子女(原則として21歳未満)を有する場合には、子女一人につき0.5(3人目以降は1)が家族除数(N)に加算される。

(注4) 別途、高額所得に対する所得課税(所得の0%~4%(3段階))が課される。

(注5) 2017年1月から、低所得者控除が適用される世帯を含む、所得が一定額未満の世帯に対して、新たな税額控除(付加的税額控除)制度が施行されている。①既存の低所得者控除が適用されている世帯については同控除適用後の税額から、②低所得者控除が適用されない世帯についても累進税率適用後の税額から、最大20%を控除可能。

# 個人単位課税

## カナダの所得税の構造(イメージ)

(2017年1月現在)

○ 勤労性の所得は、収入類型によらず一体的に総合課税の対象。

○ 金融所得についても累進税率を適用。

○ 人的な要因による担税力の減殺の調整や労働政策目的の税額控除が存在。

### 主な収入の種類 (注1)

### 所得計算上の控除

### 所得分類

### 損益通算

### 所得控除

### 税率構造

### 税額控除等 (注3)

原則としていかなる源泉から生じたものであっても課税対象

総合課税

給料・賃金  
(源泉徴収有)

必要経費

給与所得

公的年金

その他所得

事業収入

必要経費

事業所得

配当収入

必要経費

資産所得

利子収入

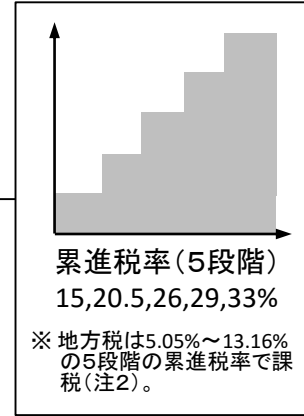
株式等  
譲渡収入

取得費等

譲渡所得

損益通算

一定の所得金額に最低税率を乗じた額を税額控除。



【税額調整目的:控除】

基礎税額控除  
(定額14万円)

配偶者税額控除  
(14万円)

※ 配偶者の所得金額の増加に伴い逡減・消失。

【労働政策目的:控除・給付】

勤労所得手当  
(15万円)

※ 世帯所得金額の増加に伴い逡増・逡減・消失。控除しきれなかった分は還付。  
※ 夫婦二人の場合の額。

【子育て目的:全額給付】

児童手当  
(87万円)

※ 世帯所得金額の増加に伴い逡減・消失。  
※ 夫婦二人の場合の額。  
※ 子の年齢に応じ変化。

税額

(備考1) 上記で図示したものと異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1カナダドル=81円(裁定外国為替相場:平成29年(2017年)1月中適用)。

(備考2) 生活保護、児童手当は原則非課税、失業手当は原則課税。

(注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。他の所得分類に当てはまらないものについては、その他所得に分類。

(注2) オンタリオ州の場合。

(注3) 基礎税額控除、配偶者税額控除、勤労所得手当、児童手当の他、勤労税額控除、年金所得税額控除、社会保険料税額控除等がある。



# アメリカの所得税の構造(イメージ)

(2017年1月現在)

## 個人単位課税と夫婦単位課税 (実質的な二分二乗方式)の選択制

○ 勤労性の所得は、収入類型によらず一体的に総合課税の対象。

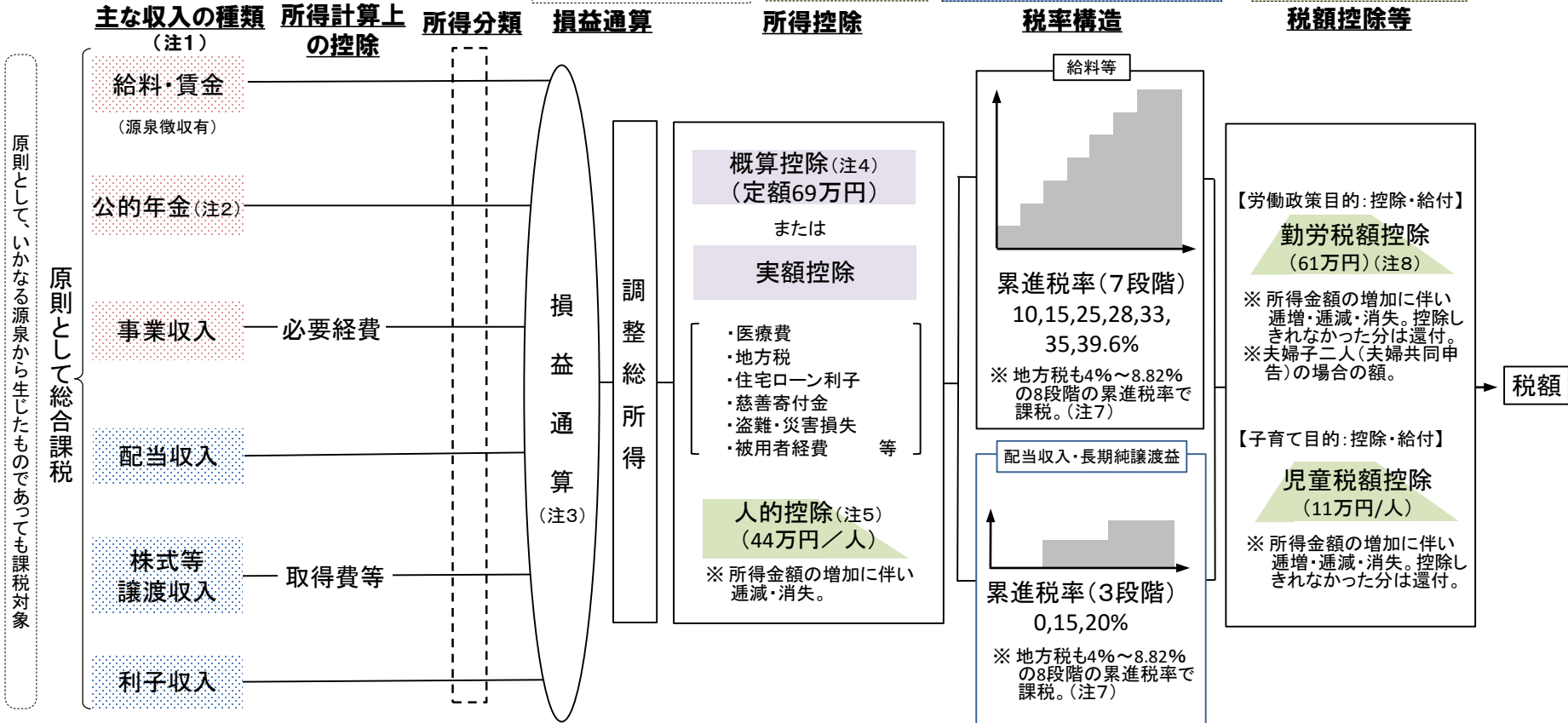
○ 所得分類は存在しない。

○ 全ての種類の収入に関し、統一的に用いることができる概算控除が存在。

○ 人的な要因による担税力の減殺は所得控除(消失型)によって調整。

○ 配当収入及び長期純譲渡益については、他の所得よりも緩和された累進税率を適用(注6)。

○ 労働政策上の給付や児童手当に代わるものとして税額控除が存在。



(備考1) 上記で図示したものとは異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1ドル=108円(基準外国為替相場:平成29年(2017年)1月中適用)。  
 (備考2) 生活保護は非課税、失業手当は課税(児童手当は存在しない)。  
 (注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。  
 (注2) 公的年金(OASDI)の場合、収入に応じてその一部を総所得に算入することとされているが、企業年金の場合、そうした取扱いはない。  
 (注3) 株式等譲渡収入については、まず短期(1年以下保有)・長期(1年超保有)ごとに通算し、次に短期純譲渡益/損と長期純譲渡益/損の通算を行う。その後、短期純譲渡損もしくは長期純譲渡損が生じた場合には、夫婦共同申告の場合で3,000ドルを限度に損益通算が可能であり、短期・長期の順で他の収入と損益通算し、残った譲渡損には無制限の繰越しが認められる。  
 (注4) 夫婦共同申告の場合、控除額は2倍になる。  
 (注5) 本人・配偶者・扶養親族に対して適用される。  
 (注6) 給料等、配当収入及び長期純譲渡益の順に所得を積み上げて、配当収入及び長期純譲渡益部分に対応する累進税率ブラケットを適用する。  
 (注7) ニューヨーク州の場合、ニューヨーク市の場合、別途市所得税(所得の2.55%~3.4%の5段階)と、付加税(市所得税額の14%)が課される。  
 (注8) 利子・配当等の非適格所得が3,400ドルを超えない場合等にのみ適用される。

## 「アダム・スミスの4原則」について

項目	内容
① <u>公平の原則</u>	税負担は、各人の能力に比例すべきこと。言い換えれば、国家の保護の下に享受する利益に比例すべきこと。
② <u>明確の原則</u>	租税は、恣意的であってはならないこと。支払時期・方法・金額が明白で、平易なものであること。
③ <u>便宜の原則</u>	租税は、納税者が支払うのに最も便宜なる時期と方法によって徴収されるべきこと。
④ <u>最小徴税費の原則</u>	国庫に帰する純収入額と人民に給付する額との差は、なるべく少なくすること。

# 「ワグナーの4大原則・9原則」について

項 目	内 容
<p>① <u>財政政策上の原則</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課税の十分性 財政需要を満たすのに十分な租税収入があげられること。</li> <li>・課税の弾力性 財政需要の変化に応じて租税収入を弾力的に操作できること。</li> </ul>
<p>② <u>国民経済上の原則</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正しい税源の選択 国民経済の発展を阻害しないような正しい税源を選択すべきこと。</li> <li>・正しい税種の選択 租税の種類を選択に際しては、納税者への影響や転嫁を見極め、国民経済の発展を阻害しないで、租税負担が公平に配分されるよう努力すべきこと。</li> </ul>
<p>③ <u>公正の原則</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課税の普遍性 負担は普遍的に配分されるべきこと。特権階級の免税は廃止すべきこと。</li> <li>・課税の公平性 負担は公平に配分されるべきこと。すなわち、各人の負担能力に応じて課税されるべきこと。負担能力は所得増加の割合以上に高まるため、累進課税をすべきこと。なお、所得の種類等に応じ担税力の相違などからむしろ異なった取扱いをすべきこと。</li> </ul>
<p>④ <u>租税行政上の原則</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課税の明確性 課税は明確であるべきこと。恣意的課税であってはならないこと。</li> <li>・課税の便宜性 納税手続は便利であるべきこと。</li> <li>・最小徴税费への努力 徴税费が最小となるよう努力すべきであること。</li> </ul>